

三浦市ユニバーサルデザインタクシー導入促進協議会設置規約

(名称及び目的)

第1条 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める生活交通改善事業計画の策定を目的として、三浦市ユニバーサルデザインタクシー導入促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、三浦市の公共交通を担当する課等の長をあてる。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長は、必要と認めるときは、前条に定める者以外の者を構成員に加えることができる。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要の都度、座長が招集する。

- 2 協議会の議長は、座長が行う。
- 3 座長は、必要に応じ、第3条又は前条第4項に定める構成員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、三浦市の公共交通を担当する課等に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定

める。

附則

この規約は、令和 7 年 11 月 4 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

三浦半島生活交通ネットワーク協議会構成員

座長	三浦市の公共交通を担当する課等の長
委員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
委員	京急三崎タクシー株式会社 営業所長